

## 第三者委員会終了後の再発防止策の推進体制について (再発防止策推進会議(仮称)の設置)

再発防止策推進会議(仮称)：再発防止策の推進を目的とする。半年に1度会議を開催し、分科会会長が各担当の再発防止策の進捗状況を取りまとめて議長に報告する。また、議長及び事務局長は、同報告の概要について第三者委員会の元構成員に報告する。

議長：総務課長

第一分科会

会長：企画官(処2)

担当：処遇体制の充実

第二分科会

会長：警備対策室長

担当：サポート・マネジメント体制の充実

第三分科会

会長：矯正調査官(調査)

担当：視察委員会制度の運用改善

第四分科会

会長：矯正監査室長

担当：不服申立制度の改善

第五分科会

会長：成人矯正課長

担当：組織風土の変革

第六分科会

会長：参事官(人事)

担当：職員の人材育成の充実

第七分科会

会長：企画官(処1)

担当：業務の効率化・合理化

少年矯正分科会

会長：少年矯正課長

担当：再発防止策の少年施設への適用

事務局長  
：参事官(法規)  
事務局  
：矯正監査室

注1：分科会会長は、本来の所管外となる係に対しても、再発防止策の推進のための範囲内で報告を求めることができ、また、議長の指示を伝達することができることとする。

注2：矯正監査室は本会議の事務局としての業務の範囲内で各係の調整機能を有することとする。